議案第７７号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市有地の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和３年５月１９日提出

大津市長　　佐　藤　　健　司

１　和解の相手方

[redacted]

２　損害賠償の額

１，１１６，１６３円

（参考）

令和２年７月１１日、大津市[redacted]の市有地（公園緑地課所管）の法面において生じた地滑りに伴う土砂が当該市有地に隣接する相手方の敷地に流れ込み、相手方が居住する家屋が損傷するとともに、当該法面の安全が確認できるまでの間、相手方が当該家屋から避難せざるを得なくなったもの